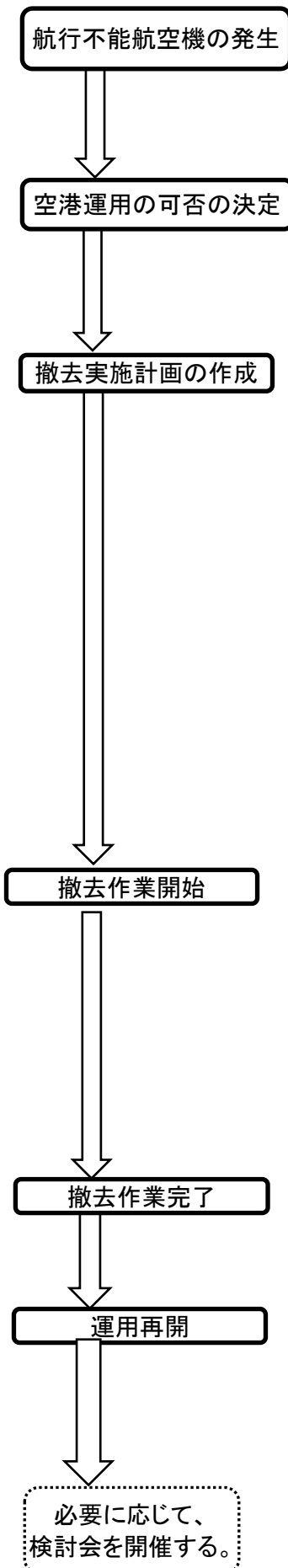


撤 去 計 画

令和 年 月 日



別紙 4 航行不能航空機撤去実施計画確認表を参照

① 空港運用に与える影響の検証
② 現場保存
③ 現場写真(機体、周辺等)の撮影指示(航空機吊上後、航空機下面の写真撮影)
④ 現場見取り図(現場写真含む)作成
① 運航制限の実施
② 当該機の障害度判定を実施
③ ノータムの発行依頼
④ 消火救難活動等が必要な場合は、当所事故処理要領及び緊急計画の対応を考慮すること。
① 撤去作業の実施者の確認 ・空港運用の早期再開の為に空港長が必要と認めた場合は、運航者等の同意を得て空港管理者が実施できる。ただし、空港長が状況を総合的に考慮し、当該航空機が空港の運用に甚大な影響を及ぼすと判断されるときは、運航者等から同意を得ずに実施することができる。
② 撤去作業調整者による関係機関との調整 ・事前に提出されている「運航者撤去作業計画」(様式1～様4)及び同意書等を考慮し、関係機関等との調整を行い「撤去実施計画」を策定する。 ・調整項目は「運航者撤去作業計画」の各項目とする。
【運航者等】 撤去作業者及び現場作業責任者
【関係機関等】(別紙4参照)
①運輸安全委員会 ②警察 ③消防 ④海上保安庁 ⑤気象 ⑥自衛隊(陸自、海自、空自) ⑦C I Q 等
運輸安全委員会に対して、航空事故等の調査の観点から必要とする事項を確認。 ※実際の確認先窓口は、航空局航空事業安全室となる。
① 撤去実施計画に基づく履行
② 気象情報の確認及び監視
③ 進捗状況の情報収集及び報告
④ 記録としての写真撮影等
⑤ 不測の事態への対応確認
① 場面等の点検実施
② 運用再開のノータム発行依頼
※滑走路運用の再開可否については、航行不能航空機の撤去作業中、若しくは大がかりな撤去終了後において、「航行不能航空機がある場合における滑走路の運用指針」に基づく暫定滑走路運用の適用を当該活動開始から考慮しておくこと。また、滑走路短縮運用についても、同様に考慮するものとする。
必要に応じ作業撤去記録簿(別紙5)又は航行不能航空機撤去報告書(別紙6)若しくはその両方の提出を求め事後検証に役立てる